

熊本県公報

第 1 1 3 6 0 号
平成 18 年 1 月 25 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 1
- 定数漁業の許可申請期間……………(漁政課) 2
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 2
- ”……………(”) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課) 3
- 保安林の指定の解除……………(森林保全課) 3
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 3
- ”……………(”) 3
- 保安林の指定……………(森林保全課) 4

公 告

- 団体営土地改良事業施行の同意……………(農村計画課) 4
- 土地改良区役員の退任……………(”) 4

登 載 依 頼

- 熊本県市町村合併推進審議会の開催……………(市町村総室) 5
- 運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る競争入札参加者の資格……………(警察本部運転免許課) 5
- 運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施……………(”) 6
- 熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る公告……………(有オー・エス収集センター) 8

告 示

熊本県告示第 61 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。
平成 18 年 1 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
月のうさぎヘルパーステーション 八代市古閑中町 877 番地の 7	有限会社月のうさぎ 八代市古閑中町 877 番地の 7	平成 17 年 11 月 16 日
荒尾介護システムヘルパーステーション 荒尾市原万田 696 番地 9	有限会社荒尾介護システム 荒尾市原万田 696 番地 9	平成 17 年 11 月 22 日
アイリスケアセンター大矢野 上天草市大矢野町中字城本 478 番地 26	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 17 年 12 月 15 日

〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアセンター鶴丸 牛深市久玉町 62 番地 1	医療法人社団創生会 牛深市久玉町 61 番地	平成 17 年 12 月 19 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ライフケア 玉名市滑石 2307 番地 1	特定非営利活動法人ライフケア 玉名市滑石 2307 番地 1	平成 17 年 11 月 28 日

オレンジハウス 宇城市小川町南部田 131 の 1	医療法人社団仁水会 宇城市松橋町久具 323 の 1	平成 17 年 12 月 2 日
------------------------------	-------------------------------	------------------

〔認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームざぼん 八代市鏡町両出 1327 番地 6	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出 1257 番地 7	平成 17 年 11 月 15 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇郡医師会居宅介護支援事業所 阿蘇市黒川 1178	社団法人阿蘇郡医師会 阿蘇市黒川 1178	平成 17 年 6 月 1 日
月のうさぎ 八代市古閑中町 877 番地の 7	有限会社月のうさぎ 八代市古閑中町 877 番地の 7	平成 17 年 11 月 16 日
ケアプランセンター山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目 14 番地 9	医療法人山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目 14 番地 9	平成 17 年 12 月 21 日

熊本県告示第 62 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 18 年 1 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	中目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	天草有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 18 年 1 月 25 日から平成 18 年 2 月 1 日まで

熊本県告示第 63 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 1 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 1 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市七城町高島 340 番 1 地先から 同市七城町加恵 19 番 1 地先まで	183.5	緊道整

2 供用開始する期日 平成 18 年 1 月 25 日

熊本県告示第 64 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 1 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 1 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字杖木原字深瀬 705番地先から 同字 702番1地先まで	107.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成18年1月25日

熊本県告示第65号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成18年1月12日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮谷義子

種別	題名	推奨理由
推奨映画	水俣わが故郷 ほっとはうす流もやい直し（遊花ゆい工房）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮谷義子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字上次郎田 10392・10393・10412 の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年1月25日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡錦町大字木上東字十駄	前	10.6	95.0	仮設道置
		1996番1地先から				
		同字	後	10.6	95.0	
		2001番1地先まで		9.0	95.0	

2 区域変更する期日 平成18年1月25日

熊本県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区

域を変更する。

その関係図面は、平成18年1月25日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	矢部阿蘇 公園線	上益城郡山都町御所字中園	前	6.0 ～ 8.0	51.0	仮設道 撤去
		1258番1地先から		11.4 ～ 16.0	45.1	
		同町御所字鳥越	後	11.4 ～ 16.0	45.1	
		1826番1地先まで				

2 区域変更する期日 平成18年1月25日

熊本県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林の所在場所 熊本県天草郡天草町下田南字古屋敷2788、2820、字瀧ノ下2993の1、2994、2995、2997の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第51号

平成17年10月14日付けで上天草市長何川一幸から協議のあった大道地区（東浦工区農道6号線）土地改良事業（農業用道路）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年1月16日付けで同意した。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第52号

上益城郡嘉島町高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成18年1月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	松 田 誠 一	上益城郡嘉島町大字鯨 1699 番地

登載依頼

熊本県市町村合併推進審議会公告第3号

熊本県市町村合併推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年1月25日

熊本県市町村合併推進審議会

会 長 中 川 義 朗

- 1 開催日時
平成18年1月31日（火）
午後2時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 主な議題（予定）
(1) 市町村合併推進構想の内容の検討について
(2) 今後の進め方等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い、会議の会場に入室して下さい。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県市町村合併推進審議会事務局（熊本県総務部市町村総室合併推進班）
（電話 096-333-2106）

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成18年1月25日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
運転免許センター庁舎清掃業務委託
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年1月25日（水）から平成18年2月14日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成19年9月30日までとする。
(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。

熊運免公告第9号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年1月25日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター庁舎清掃業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、運転免許センター庁舎清掃業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「建物清掃」に登録され、その格付け区分が「A」に決定された者であること。
 - (2) 過去2年間いずれも年間の日常清掃面積が、12,000平方メートル以上の延床面積を有する建物の業務実績があるもの。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成18年1月25日（水）から平成18年2月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター2階）
郵便番号 869 - 1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
電話 096 - 233 - 0110 内線 312

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成18年1月25日（水）から平成18年2月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時

- 平成18年3月8日（水）午前10時から
- イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター3階）
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは4に記載の場所に平成18年3月7日（火）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをしたものであっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け

る。

7 Summary

- (1) Project
Cleaning of Kumamoto Driver's License Center building
- (2) Date and venue for the submission of tender documents
March 8 2006, 10:00a.m.
Meeting room, Kumamoto Driver's License Center
- (3) Deadline for the submission of tender documents by mail
March 7 2006, 5:00p.m.
- (4) Applicable language and currency
Japanese language and Japanese currency only
- (5) Department in charge of affairs related to this procurement contract
Kumamoto Driver's License Center
2655, Karakawa, Kikuyo town, Kumamoto Prefecture 869 - 1107, Japan
tel 096 - 233 - 0110(ext.312)

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定により有限会社オー・エス収集センターの最終処分場の拡張事業に関する環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年1月25日

有限会社オー・エス収集センター 代表取締役会長 野原 慎 藏
代表取締役社長 野原 雅 浩

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 有限会社オー・エス収集センター 代表取締役会長 野原慎藏
代表取締役社長 野原雅浩

(2) 住所 熊本県熊本市楠野町 1046 番地の 2

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業
- (2) 種類 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張
- (3) 規模 埋立面積 119,200 平方メートル（内拡張部面積 100,000 平方メートル）

3 対象事業実施区域の位置

熊本県熊本市明德町 字大道下地内、字古閑山屋敷地内、字上市迫地内、字割頭地内
字八久保地内、字前畑地内、字糸原屋敷地内、字湯舟地内
熊本県熊本市楠野町 字板倉地内、字北田地内、字永尾地内、字中原地内、字尾上地内
字湯舟地内、字城ヶ下地内

4 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

熊本県熊本市小糸山町の一部、明德町の一部、楠野町の一部及びその周辺
熊本県鹿本郡植木町大字鏡田の一部及びその周辺

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

有限会社オー・エス収集センター本社
熊本市役所（環境保全局環境保全部環境企画課及び環境事業部廃棄物指導課）
熊本市北部総合支所（市民福祉課）
植木町役場（環境整備課）

(2) 期間 平成18年1月25日から平成18年2月27日まで（土曜日、日曜日及び祝
日を除く。ただし、有限会社オー・エス収集センター本社は土曜日可。）

(3) 時間 午後8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者
提出することができる。

(1) 提出期限 平成18年3月13日（必着）

(2) 提出先 〒861-5511 熊本市楠野町 1046 番地の 2
有限会社オー・エス収集センター

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載
すること。）